

## 第5回鴻巣市議会議員政治倫理審査会

日 時：令和3年8月18日（水）

午前9時

場 所：市役所5階 理事者控室

### 次 第

- 1 審査対象者からの事情聴取・質疑応答について
- 2 審査結果報告書（案）について
- 3 その他

---

#### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 審査請求書（写し）
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について（写し）
- ・ 第1回審査会～第4回審査会 会議録（概要版）



様式第3号(第3条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書(議員用)

令和3年6月15日

鴻巣市議会議長 様

審査請求代表者

鴻巣市議会議員

氏名 加藤 英樹

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員名 阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員
- 2 違反していると認められる政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項  
該当条項 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)
- 3 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に反する疑いの内容  
上記3名会派発行の通信において、条例違反の疑い。別紙参照。
- 4 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に違反する疑いがあることを証する書類等

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員に係る審査を請求するために署名します。

鴻巣市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

田中 克美

小泉 晋史

織田 京子

金子 雄一

市ノ川 徳宏

野本 寛司

坂本 国広

荻野 和好

橋本 稔

川崎 菜子

永沼 博昭

金澤 孝太郎

鴻巣市議会議長 大塚佳之 様

### 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由

去る4月末日、新聞折込された「チームコスモス通信 令和3年4月臨時号」(以下コスモス通信)において、事実との相違や根拠不明な点、名誉毀損にあたる内容があり、市民からの信頼や信用を失墜されかねない行為がみられました。

本市においては、令和2年6月定例会において、鴻巣市議会議員政治倫理条例を改正し、事実に基づく発信を行うことや他者の名誉を傷つける行為の禁止を明確に行なったところですが、改正から1年も経たずに、本行為を行なったことは、会派チームコスモスと所属議員である、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して議員としての資質を疑わざるをえません。市議会の品位を傷つける重大な行為を行なったと考えています。また、本行為については、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)に違反していると考えています。

鴻創会、こうのす自民、公明党、かいえんたいの4会派としては、令和3年5月13日に金子前議長に対して遺憾の意を示したところであります。また、鴻巣市長からも5月28日付で議長に対し、「会派の広報用発行物について」という文書にて事実相違等が示されていますが、その内容も我々が問題視している点と同様の見解も含まれておりました。

本件については、不適切と認識した以下指摘事項を政治倫理審査会にて事実確認を行なっていただき、条例違反が認められた場合は、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して厳正なる措置を行っていただくことを期待します。

### 記

#### 指摘事項

1 コスモス通信 裏面の左上、「たしか市長と K 工業の元社長、現在は会長さんですかね?(中略)もっばら評判です。」の部分は、令和3年3月18日開催の議会運営委員会により、不適切な発言として、チームコスモスの中野昭議員も含めて、発言の取消が妥当との結論となり、阿部慎也議員においても議場にて発言の取消をしたにも関わらず、コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものとする。よって、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反しているとする。

2 コスモス通信 表紙側の「議会と執行部の正常化を取り戻す動議否決される!」の部分で、コスモス通信では「質問しました」と記載しているが、実際は阿部慎也議員による不規則発言であった。この不規則発言について令和3年3月22日に議会運営委員会が開かれ、チームコスモスの中野昭議員以外は全員が不規則発言と認定し、本人も不規則発言と認め、発言の取消を行なっているにもかかわらず、あたかも市議会や市執行部が悪いように表現することは、議会決議に対する冒瀆であり、市議会の品位を損ねているものと考えられる。また、事実とかけ離れた表現をすることはあってはならないものである。

以上の点から、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反していると考えられる。

3 裏面 【3密は回避・親密にならないように!】の本文中「尚、太字の部分は議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました。」とあるが、発言の取消については令和3年3月22日開催の議会運営委員会の決定であり、議長応接室にて議会事務局職員の同席のもとで当該2名は決定があったことを伝えたが、迫ってはいない。

逆に、阿部慎也議員は両名を鋭く睨み付け、恐怖を感じたところである。阿部慎也議員は、同じ市議会議員に対しても時に「口のきき方に気をつけろ」というような怒号を発する人物であり、普段より恐怖を感じている議員や職員が阿部慎也議員に「迫る」ということはありえない。

上記の「野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取り消しを迫った」という件は、事実と相違し、個人の名誉毀損をしているため、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(7)(8)に違反していると考えられる。

4 コスモス通信 裏面 「札束を懐に入れるのが入札ではありません!」という表現については、市のおこなう入札について不信感をいだかせる不適切な表現と言わざるを得ないが、市議会の代表者会議におけるチームコスモス代表の見解としては、「読者には小学生もおり、小学生にとっては入札という用語が理解できないだろうから、入札は札束を入れるものではないというのをわかりやすく表現した」との趣旨の発言をしているが、これは詭弁と言わざるを得ず許されるものではない。

よって鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(8)に違反していると考えられる。

以上

鴻巣市議会・会派

# チームコスモス通信

チームコスモスは一丸となって、皆様より負託されたチェック機能を行使します。

令和3年4月臨時号

【発行者】鴻巣市議会  
チームコスモス  
会派代表 羽鳥 博  
〒365-0014 鴻巣市扇島3446  
電話048-569-0732

## 知らずとも 読めば答えが見えてくる

議会と疑界・執行部と失効部、正しいのはどっちかな？

3月定例会は去る2月24日から3月22日までの27日間で行われました。今回の3月定例会報告では、特別養老ホーム建設計画白紙に伴う市長の政治的・道義的責任、コロナ禍における鴻巣市コウノトリ野生復帰センター設置問題、教育長人事について報告します。

### 特養ホーム白紙撤回は地元住民の献身的な活動の成果

（仮称）第二郡部の特別養老ホーム建設計画が社会福祉法人こうのとり福祉会（以下事業者と略称）の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地の原口和久鴻巣市長の土地ということから、地元住民の理解が得られず、事業者は令和元年7月31日に埼玉県に提出した建設計画申請書を令和3年1月15日、取下げました。これにより（仮称）第二郡部の特別養老ホーム建設計画は白紙となりました。

こうなった背景には先に述べた通り事業者の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地が現職市長の土地であったことに加え、マスコミ関係者が大々的に取り上げられたことにあるかと推測します。こうしたことが本年1月9日～12日の間に行われた市長の取次官室や市民会館を対象とした建設反対署名活動において、安齊寺3町内会88世帯中64世帯が署名した結果に表れたと言えます。

#### 建設反対に公衆でなく私を押し込んだ市長の政治的責任は重い

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

#### 市長「政治的責任はない」と発言

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

#### 市長は辞職案に責任回避、行けない!!

事業者の地元住民に対する不誠実な対応や建設予定地が市長本人の土地であったことが白紙になった主な原因ではないかと市長に質問しました。

市長は事業者の地元住民に対する不誠実な対応を認めたと上で、事業者の対応は遺憾であると述べ、建設予定地が本人の土地であることが地元住民に理解が得られなかったとは参加していないと謝罪を強め答弁しています。このように市長は今回の（仮称）第二郡部の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことに対する態度は反省もなければ、事業者のみに責任を転嫁しており、行政の長として謝罪されるものではなく悔いがないと言わざるを得ません。

### コウノトリの里づくり事業は「令和版 鴻巣市生類憐れみの令ではないか」

去年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、世界を始めた日本においてもオリンピック・パラリンピックの1年延期と言う形で表面化しており、本市においても393例の感染事例（4月9日現在）が発生しており、1日も早いワクチン接種が期待されています。

このような状況下で、本市においては令和2年度に2億4,100万円を投入するコウノトリ飼育施設「野生復帰センター」の建設を行い、毎年飼育等実施費に約2,400万円が係ります。さらに環境課より3人の職員が専任することから、年間総額6,000万円を超えることが予想されます。コウノトリのお鳥様が何年自由で、重々自由に増殖している人間的な環境がコロナ禍で明日の生活も見えない不安の中生きているこの状況は、暗不景気と思わざるを得ません。このコウノトリの里づくり事業が、「令和版 鴻巣市生類憐れみの令」と市内・市外から非難されかねない懸念を持ち、代表質問にて問い質しました。

#### 名実共にコウノトリ

コスモスアリーナ建設地に完成したコウノトリの飼育施設の引渡しは3月30日に完了しました。市民が新型コロナにあえぐこの時期にコウノトリ「かよ」と言う人は少ない!

チームコスモスが完成前に施設を視察の当たりした時、あ然としました。なぜなら外壁部分の紙がベコベコで、まこと見栄えが悪かったからです。本部長室に「なんとかならないか」と言うときも聞き取りですからの一点張り。その職員は一方で「自宅の修繕なら納得できないか?」と世帯主の立場もあつたと記憶しています。2億4,100万円かけて完成した公共施設、一度ご覧になってはいかがでしょうか。

### 議会と執行部の正常化を取り戻す 動議否決される!

3月22日議会最終日は議案に対する賛決が行われる質疑日曜日が満ちていました。採決の前には議案に対する賛決・賛成の討論が議員個人の発言で発表することが許されていますが、執行部が提出した議案を賛成するような賛成討論を執行部が自ら作成して議員に発表させることなどあっていい筈がありません。民主主義への冒瀆であります。そこで私は議会の信頼を失くす執行部に対して本市において現在までこうした事業はなかったんでしょわ!!と喝問したところ答申に答えた後で2時30分閉会が変更されました。その間、心当たりのある鳥居議員はどんどん怒ったでしょう。その後、真を言わして動議を提出しましたが、反対議員の賛決により否決されました。「泣く子と地獄には勝たれぬ」と言う事か。

### 新教育長も市職員定年退職者 チームコスモスは反対

3月定例会において市長より教育長任命の同意議案が提出されました。今度も新田副市長、市職員定年退職者を新教育長にしたいとの趣意で、賛決の賛成17、反対6、棄権2で同意されました。チームコスモスは、この議案に以下の理由から反対しました。

教育委員会の所管事項は大きく分けて学校教育と社会教育があります。主に学校教育にあります。それは教育長の多くが県内にもろろん全国的にも教員経験者であることから分かります。教育は専門的な分野であり、現場を十分に知っていることと人脈で優秀な教員を配置できる人的資力を持っているからです。これらの点が児童・生徒の学力並びに教育現場の向上に生かせることになるからです。

## あべしんや 議員

### 札束を懐に入れるのが 入札ではありません！

3月議会では、さまざまな入札結果の発注と今年度計画が公共事業の入札に参加できるのか、また前に押したままのごみ処理場建設について執行部の姿勢を伺いました。

まず入札結果の発注は定例議会後に議員に入札結果と併せて配付される資料です。その内容は各入札方式の説明と現在の経過が記載されています。しかし、それは事実とは全く違う表記でした。今議会における私の質問で発注した発注の根拠は3年前から所管に実行されてきました。また発注方式入札における発注金額及び評価内容が適正であるかを調査するための基準となる評価点を表記しないとするとどうして評価できない、知られない事実が隠されているように思えてならないのです。

### 3密は回避・親密にはならないように！

本市Aランクに指定され土壌調査・K工場の異臭処理及び地方自治体議会の開かれが完了しました。しかもその議会の歴史は20年とも書かれています。つまり現時点では約30回の議事を20年開かれてきた事になります。さらにK工場は総合評価方式入札において過去5年間に参加した26件中20件を落札しています。そこで、こんな質問をしました。「たしか市長とK工場の元社長、現在は会長さんですか？ お二人は同級生で極めて仲がよろ



しいとか、もっばらの評判です。20年以上も法令違反が見逃されてきたのもそのせいだと申される方は少なくない。つまり悪質が覆われているんです。国会もそのまましておくわけにはいきません。そうした場合はそれこそ市長が先頭に立って東電汚染水、北水汚染水をしっかり調査して市民に対し説明責任を果たすべきと申しますが、いかがお考えでしょうか？すると市長ではなく副市長が審判とに？ 議決は即ちない対応をします。一応議決として適正な議決にのります。だって、そもそも適正な税金を払わない者が税金を投入して行う公共事業の入札に勝ってしまっているのが市民の苦痛のご意見を是非伺いたいところです。よ、大半の部分は議会運営委員会の決定として財団理事員長・加藤英樹副会長が委員の意向を振り回した。マジでやがて市長をかばうこともねがある！

### 生きた金の使い方…教えて！

新ごみ処理場建設については、市長は今任期中にどのような日数を目標し、それに向けてどのような計画を立てているのか具体的に伺う？審判で北水汚染と昨年10月から東電レベルの施設を定期的に行なっています。ごみ処理場建設に関する検討や意見交換を再開しました。近五ではごみ処理場建設に関する事業費や検証が決定されるまでの流れについて検討を行ない、議員による協議が開始できる状況まで進めていけるようにします。だって！今さら総務会ですか？ その内容は6年の歳月と6億円の経費をかけて湖東・行田・北水汚染水処理場建設でやっていたじゃないか。その6億円の経費が全く生かされていない、また金をドブに捨てることになるのかな？ 心配が後を絶たない。

## 中野あきら 議員

### 新型コロナウイルス、自宅療養者の生活支援事業は困難

埼玉県では新型コロナウイルス感染症自宅療養者の生活支援として配食サービス、自宅療養中の健康管理、パルスオキシメーターの貸与等の事業を行っています。しかし、自宅療養者からは、事業の他に日常生活を営む上で支障をきたすことは、外出禁止の中でゴミ出しやアルコール消毒等の買い物ができない点にあるとの声が挙がっています。この点について執行部に伺いました。

これに対し執行部は、新型コロナウイルスに感染された方の個人情報と把握している情報から漏洩が避けられず、現時点での自宅療養者への対応は困難と言わざるを得ないとの答弁でした。

### ワクチン接種の医療機関数とワクチン接種の詳細は 個別接種医療機関数40、接種予約はコールセンターで

去る2月16日に行われた議会総務委員会執行部は、個別接種の診療所等については地味医師会の協力を求めて情報中であるとの説明がありました。その説明からすでに11月が過ぎました。そこで、3地区別の医療機関数と医療機関名及びワクチン接種方法の経過について伺いました。

これに対し執行部より次のような答弁がありました。医師会がワクチン接



種に同じ市内の医療機関にアンケートを行った結果、40医療機関に協力して頂くとのことでした。しかし、東部圏では地区別の医療機関数及び医療機関名は医師会から提供されていません。また、市としてはワクチン接種の対象者16歳以上の105,000人のうち予算措置上、個別接種を96,000人とし、接種人数は40医療機関で1週間に4,500人を見込んでいます。さらに、接種券及び予約券は4月末までに各人に郵送し、個別及び個別接種ともにコールセンターで予約を受け付けることとするとのことでした。

### 市道H-73号線の拡張未完了部分、除却水処理設備の今後は 社会福祉法人ごうのとり福祉会側の施工で4月末までに復元

埼玉県特別養護老人ホーム建設の予定では、取付け道路の幅員は最低で6m必要となります。しかし、市道H-73号線は部分的に6mになっていません。そこで、社会福祉法人ごうのとり福祉会に拡張部分を用地買収し成立して後、未舗装のまま昨年11月30日、市に寄附提供しました。しかし、(仮称)第二種高層の建設計画は白紙となりました。(詳細は後述参照)

そこで、寄附提供を受けた方は、この市道H-73号線の今後の今後どのようにするのか、また、拡張部分の一部にあった農業用水路の取付部分の復旧について執行部に伺いました。

社会福祉法人ごうのとり福祉会と関係の道路幅員とで拡張の幅員、拡張部分は今のままでも道路に支障がないことから、拡張の後の工費を省し、拡張部分に拡張を要する。また、水路の復元は農業関係者に支障をきたさないようにする。いずれの事でも社会福祉法人ごうのとり福祉会が施工となし、4月末までに完了するとのことがありました。

## 羽鳥けん 議員

### 笠原小学校の廃校後の対応は？

令和4年3月31日にて笠原小学校は廃校となるが、4月からの笠原地区の湖東中央小学校へ通う児童の対応について伺いましたところ、令和3年度においても笠原地域の指定校は笠原小学校であることから、通学区域の幅員化についての対応とします。その上で湖東中央小学校を希望し通学する児童に対しては、学校から直線距離で2キロメートルを超えるご配慮を対応に、スクールバスによる登校支援を考慮しており、令和4年度における通学の方針も、現在実施している登校支援の基準等を踏まえた上で、通学料となる月費を対応に登校時だけでなく、下校時においてもスクールバスによる支援を検討しているとのことでした。なお、スクールバスによる登校支援の対象とならない児童については、市内の各小学校と連携して通学路を確保して登校することが考えられ、現在検討中の通学路の確保と併せて、歩道の拡充と横断歩道の設置等について、児童の安全確保のため、関係各者と連携を取り進むとの事でした。スクールバスの運行方法について伺うと、現在実施している基準を踏まえた上で、地域内に児童の住所が3、4軒程度し、対象となる児童数や通学距離の状況・登校時間等を勘



慮し、登校時はバス2台を運行し、下校時は低学年と高学年が異なることから、バス1台を時間帯で運行することを考えているとのことでした。通学路における徒歩で通学する児童の安全確保について伺ったところ、笠原地区から湖東中央小学校へ向かう区間の距離がらびり野交差点までの区間において、県の事業として開始予定の歩道の整備が予定されており、この歩道が通学路として設定された際には、上尾新幹線の高架部の復旧を機とするための歩道の設置等、児童の安全確保のための関係各者と連携して取り組むとの事でした。

### 少年2人が死亡！大事故の陰に 関係者の知らない事実があった！

2019年12月13日、埼玉県湖東の県道で4人乗りの乗用車が湖東区大津に突っ込んで横転を繰り返し、ガードレールに衝突した後、土壌調査K工場の敷地内に突っ込んでいた2人の少年が死亡した。4人乗りの乗用車が湖東区大津に突っ込んでいた少年(当時18)の初公判が本年4月14日、さいたま地裁で開かれた。少年は起訴内容を認め、認罪した。息子を亡くした母親は「事件と仰にしっかりと向き合い、全てを隠して欲しい」と陳述した。そこで聞かれるのは「現場に到着しなければ、まだ生かされる命があったかも知れない！」本日に事件と仰に向き合っただけい人は少年以外にものはいないだろうか。

様々な情報提供及びご指摘をいたしたさ誠にありがとうございます。適正に処理出来ず努力させていただきます。



令和3年7月12日

鴻巣市議会議長 大塚 佳之 様

審査請求代表者

鴻巣市議会議員

氏名

加藤 英樹

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について

令和3年6月18日付にて受理されました、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の添付書類(鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由)について、下記のとおり指摘事項の訂正を申し上げます。

7月5日に開催されました第1回鴻巣市議会議員政治倫理審査会において、既に議長より当審査会へ付託されておりますことから、同会長にお伝えいただき、次回の審査会時においてお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

- ・鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由のうち  
指摘事項3

3行目の「令和3年3月22日開催の議会運営委員会の決定」  
を「令和3年3月18日開催の議会運営委員会の決定」に訂正

以上

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第1回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年7月5日(月)		
開催時間	午前10時04分 開会 ・ 午後12時07分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
委員外出席議員等	議長 大塚佳之		
事務局職員職氏名	議会事務局長 岡田和弘 議会総務課長 小野田直人 議会総務課副課長 佐伯幸子 議会総務課主査 中島達也		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(9人)		
会議の内容	(議題) 1 会長・副会長の互選について 審査請求に係る事案の審査会への付託 2 会議の公開・非公開について 3 傍聴の取り扱いについて 4 審査請求内容の報告 5 今後の審査会日程(案)について 6 その他		
	(決定事項など) 1 委員の指名推選により、会長に頓所澄江委員、副会長に潮田幸子委員を選出した。また、大塚議長より審査請求に係る事案の審査について、審査会へ付託した。 2 会議については全て公開することに決定した。 3 新型コロナウイルス感染予防として、傍聴人数を10人とし、一般傍聴者を7人、記者を3人とすることに決定した。また、傍聴については先着順で入室してもらい、一般傍聴者については、議員以外の一般の方を優先することが確認された。なお、傍聴人に配布した資料は、退出の際に返却することになった。 4 審査請求代表者、審査対象者から事情聴取と質疑応答を実施することが決定した。また、審査対象者に対する事情聴取は、個々に実施することが決定した。 5 配付資料「今後のスケジュール(案)」記載のA案を基に、日程調整を進めていくことが決定した。 6 会議の記録は要点筆記とし、記録については、政治倫理条例第11条第1項及び第2項が終了した後、情報公開請求により個人情報に係る部分を除いて公開することを説明した。		



	<p>(意見など)</p> <p>3 傍聴の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記者席を確保した上で、一般傍聴者を入れたほうがよい。</li> <li>・議場が20人に対して5人であることから、10人であれば記者は2、3人でよいのではないか。</li> <li>・議員は、廊下で聞いてもらえばよい。</li> <li>・一般の傍聴者が7人に満たない場合は、議員が傍聴してもよいのではないか。</li> </ul> <p>4 審査請求内容の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかりと審議をしたいので、請求者、対象者の意見を伺いたい。</li> <li>・請求書を見る限り、個々に聴取したほうがよい。</li> <li>・チームコスモスの議員に対する請求であることから、3人一緒に聴取すべきと考える。</li> <li>・請求書はチームコスモスに対しての請求ではないことから、一人ずつ聴取すべきと考える。</li> </ul> <p>5 今後の審査会日程（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者及び対象者の事情聴取を同日に実施する場合、対象者が必要な資料を用意する時間がないことから、A案がよいと考える。</li> <li>・事情聴取に時間を要することが想定されるので、A案が良いと考える。</li> </ul> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開の会議であることから傍聴人に対する配付資料は回収すべきでない。 →会議録（概要版）及び配付資料は、後日ホームページに掲載する予定</li> </ul>
配付資料	<p>次第</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理条例</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理条例施行規程</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書</p> <p>鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由</p> <p>チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）</p> <p>今後のスケジュール（案）</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第2回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年7月16日(金)		
開催時間	午前10時08分 開会 ・ 午後2時10分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長	岡田和弘	
	議会総務課長	小野田直人	
	議会総務課副課長	佐伯幸子	
	議会総務課主査	中島達也	
傍聴の可否(傍聴者数)	可(9人)		
会議の内容	(議題)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について</li> <li>2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答</li> <li>3 審査請求の適否について</li> <li>4 次回の審査について</li> <li>5 その他</li> </ol>		
	(決定事項など)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について、審査の内容に影響を及ぼす内容ではないことから一部訂正が了承された。</li> <li>2 質疑の方法として、常任委員会の質疑に準じた方法として、一問一答方式で行うこととし、質疑の回数及び質疑応答の時間については、制限なしと決定した。</li> <li>3 審査請求について、審査会で審査するに当たり適切であると判断した。</li> <li>4 次回の審査会は、7月29日(木)に開催することが決定した。また、第4回審査会は8月5日(木)午前中、第5回審査会は8月18日(水)午前中に開始することが決定した。 7月29日に実施される対象者に対する事情聴取・質疑応答を踏まえて、8月5日に必要とあれば参考人を招致することが決定した。</li> <li>5 審査会に対して、竹田委員及び坂本委員連名で「鴻巣市議会議員政治倫理審査会運営に関する要望」が提出されたが、配付資料の取扱いについては、前回の審査会で決定していること、公平・公正な審査を行うことについては、現在審査中であり公正・公平に行われていることから、要望については取り扱わないことになった。</li> </ol>		

(意見など)

1 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について

- ・代表者以下13名が賛同して提出したものであり、非常に重みのあるものである。この中には、議会運営委員長、副委員長もいることから、ただ単に数字の間違いとの受け止めでよいか疑問である。
- ・もう一度改めて提出させるべきではないか。
- ・審査の内容に何ら影響のないものであり、弁護士も法的に何ら問題がないという判断があったということであれば、認めてよいのではないか。
- ・施行規程では、請求代表者から訂正を請求できる規定はない。請求代表者から先に訂正の申し出があり、どうこうと取り上げることで自体が不条理である。日付的な違いはあるが、指摘しているのは議会運営委員会の中で発言の取り消し部分なので、18日に訂正して進めるべきだと考える。

2 審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答

- ・政治倫理審査請求書の誤りについて、いつ気付いたのか。また発見したのは誰であるか。  
→私が見つけた。第1回審査会の日あたりである。
- ・加藤請求代表者に対して、市民からコスモス通信について批判的な意見が届いているか。  
→町内会等で大いに問題があるとの発言を受けている。
- ・阿部議員による不規則発言との表現があるが、請求代表者はどう考えるか。  
→議会は規則に則るものであるが、議会運営委員会ではそうではない案件と認められた。その時点で規則発言ではないと考えている。ここでは表現として不規則発言という言葉を使った。
- ・市議会の品位を損ねているとあるが、請求代表者はどう考えるか。  
→ものの言い方を含めて、トータルで品位を損ねていると考えている。
- ・議会運営委員長、副委員長の立場で、決定事項として阿部議員に取り消しを求めたのか。  
→取り消しを求めたのではなく、議会運営委員会の決定事項を丁寧に伝えた。
- ・「阿部慎也議員は同じ市議会議員に対しても時に『口のきき方に気をつけろ』というような怒号を発する人物であり、普段より恐怖を感じている議員や職員が阿部慎也議員に『迫る』ということはあるが、具体的にどのような事例があったか、代表者が掌握していることはあるか。  
→12月定例会の最終日、12月14日に阿部議員から「口のきき方に気をつけろ」とかなり大きな声で言われた。
- ・野本前議会運営委員長も恐怖を感じているのか。  
→野本議員本人も恐怖を感じていると認識している。
- ・審査請求書を見る限り、一番大きな部分が議会運営委員会で発言の取り消しをしたものが、会派としての発行物に掲載されていることが、一番メインだと読み取ることができるが、そのような考えか。  
→議会運営委員会の決定事項は真摯に受け止めなければならない。それを守られるようにすることが必要であるというのが訴えの根幹である。それに付随して議員や職員に恐怖を与えてまで、コントロールしてはいけないということがあり、両方とも大切であると思う。議員と職員はどちらが優越的な立場というものはない。

会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言の取り消しをしたにもかかわらず、コスモス通信に記載している行為は議会軽視であると記載されている。市民からは非常に分かりやすいとの声があったが、どう考えるか。 →議会運営委員会はオフィシャルな会議であり、議員はその決定を守っていくことが必要だと思っている。自由と無秩序は違うという認識である。</li> <li>・この請求の前段では、「条例違反が認められた場合は、3人に対して厳正なる措置を行っていただくことを期待します」とあるが、厳正なる措置とは具体的に何を指しているのか。 →議会の中で不適切な状況があった時に、結果的に結論付けられる手法というのは自ずと決まっている。しっかりと議論し措置をしてもらいたい。</li> </ul> <p>3 審査請求の適否について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかりと審査をしてお互いの意見を聞き、結論を出すべきだと思う。</li> <li>・発言の取り消しをした場合、その発言自体は全くなかったものとなる。それを発行物に載せたのは、議会として非常に重要な部分ではないかと考える。これはしっかりと審査すべきだと思う。</li> <li>・議会報告は、議員・会派の思いがあり、一番大切にすべきものである。市民より問題があるとの指摘があったのであれば、議員が責任を持つべきものであり、今回は審査に相応しくないとと思う。</li> <li>・会派は違うので主張が違うのは当然である。チームコスモスの議員からも意見を聞き、しっかりと審査すべき。</li> </ul> <p>4 次回の審査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考人を招致する機会を設けてもらいたい。</li> <li>・両方の意見が真実であるか確認するため、参考人を招致すべきである。</li> <li>・野本前議会運営委員長を参考人として招致すべきである。</li> <li>・職員については、誰を参考人として招致するか、最終的な決定は会長に一任する。</li> </ul> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の件については、前回の審査会で資料については結論が出ている。</li> <li>・市民に信頼される政治倫理審査会にするよう対応すべき。</li> </ul>
配付資料	<p>次第          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由          チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）          鴻巣市議会議員政治倫理審査会運営に関する要望</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第3回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年7月29日(木)		
開催時間	午前9時10分 開会 ・ 午前11時54分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長 岡田和弘 議会総務課長 小野田直人 議会総務課副課長 佐伯幸子 議会総務課主査 中島達也		
傍聴の可否(傍聴者数)	可(9人)		
会議の内容	(議題)		
	1 審査対象者からの事情聴取・質疑応答 2 その他		
	(決定事項など)		
	1 中野昭議員の都合がつかないため、阿部慎也議員、羽鳥健議員の2人からの事情聴取・質疑応答に留め、中野昭議員からの事情聴取・質疑応答については、本人の意向を踏まえて、事情聴取をするかどうかを確認し、次回開催日までに回答することに決定した。 また、阿部慎也議員よりイヤホンと水の持込みの申し出があり、イヤホンについては定例会においても使用していることから持込みを了承し、水については事務局にて用意することになった。 2 次回の審査会に、野本恵司議員と環境経済部長を参考人として出席要求することに決定した。 第4回審査会は8月5日(木)午前10時に開始することが決定した。		
(意見など)			
1 審査対象者からの事情聴取・質疑応答 (1)阿部慎也議員に対する事情聴取・質疑応答 ・コスモス通信に対して、市民からの反応はどのようなものであったか。 →市民から激励の電話があったが、苦情については受けていない。 ・コスモス通信の作成について、どのような役割分担をしているのか。 →個々に書きたい記事を持ち寄って、3人で読み合わせをして発行している。 ・3人で読み合わせをして、意思統一しているということか。 →その通りである。 ・議場で発言の取消しを行った場合、その発言は全くなかったものとなる。			

- 議員として常識だと考えるが、そのような認識はなかったのか。  
 →議場のことと、議場外のこととは別であり、議員活動は自由であると認識している。
- ・チームコスモス通信に掲載したことは議会運営委員会の決定事項を軽視している。議会のルールという意味で、本来なかったはずの発言を載せることになるとの認識であるが、そのような認識ではないということか。  
 →録画中継は現在も市民が自由に見ることができる状況になっている。かえって、それを隠して広報誌に載せないことのほうが疑惑を招くと感じる。
  - ・議事進行とは、その時の議事に対する進行上の問題について、議長に対して質疑、注意あるいは希望を述べるための発言であり、議事に直接関係のないことを質問することではないとの認識は持っているのか。  
 →討論の前に春日部市議会の件について、鴻巣市議会においてはそのようなことはないかを確認した。討論と全く関係がないとは理解していない。不規則発言であれば、当時の議長が議事整理権を行使して止めればよかったのではないか。
  - ・指摘事項に「発言の取消しを迫った」とあるが、どの部分で迫ったと感じたのか。  
 →私は自分の発言に責任と自信を持っている。「いやだと言ったらどうするのか」と伝えたところ、「対応します」と言われ、懲戒処分と直感したことから、迫られたと感じた。
  - ・発言の取消しをした内容について、倫理条例上、議場外でも載せないことと理解されていた場合は行わないか。  
 →議場で発言の取消しを行った事実、内容を市民につぶさに報告することは決してあってはいけないという縛りも、今まで認識していない。今後も必要と思えば掲載していきたい。
  - ・指摘事項に「口のきき方に気をつけろ」と怒号を発したとある。このことについて覚えていないのか。  
 →記憶にありません。
  - ・議場及び議場外においても職員や市議会議員に対して、恐怖を感じさせる発言をしていないということか。  
 →ありません。
  - ・4会派から金子前議長に申し出をしているとあるが、阿部議員に対して金子前議長から何か意見などはあったのか。  
 →金子前議長からは会派に対して何もありません。
  - ・取り消した部分の文言、括弧書きの部分について正確な内容ではないとの指摘があった。正確性を期することが必要だと考えるが、対象者は公文書に値すると考えるか。  
 →請求理由の体をなしていない。
  - ・日本国憲法第21条において、集会の自由、言論の自由、その他一切の表現の自由が保障されている中で、鴻巣市議会は異常に思えてならない。鴻巣市議会は日本国における治外法権なのか、そのように思えてならない。議会は民主的でなければならないとの意味を込めて、この政治倫理審査会の重みを多くの議員に感じてもらいたい。

(2)羽鳥健議員に対する事情聴取・質疑応答

- ・広報誌に発言の取消しを掲載していることが問題であると請求人は考えて

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">会議の内容</p>	<p>いるが、その点はどう受け止めているのか  →議会の中でどのようなことが起きたのか、取り消した部分も含めて、市民に分かりやすく的確に知らせることが必要だと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項4について、括弧書きをしていることは正確性を期することが必要だと思うが、代表者はこのような発言をしたのか。  →私は、小学生という文言は使用していない。</li> <li>・チームコスモス通信の発行責任者として、責任をどう感じているか。  →発行の責任は私にあると思っている。これは重々感じている</li> <li>・議場において発言の取消しがされた場合、その発言は元からなかったものというのが、議員の常識であると思っている。そのように発行責任者は認識していないということか。  →阿部議員と全く同じ見解である。チームコスモス通信に掲載した文書は適切に載せていると理解している。</li> <li>・「札束を懐に入れるのが入札ではありません！」の文章について、子供向けの説明をしているとは見えないが、説明しているとの認識でよいか。  →全く問題がないと思う。</li> <li>・今回のチームコスモス通信について、政務活動費を使用するのか。  →今まで通り全く問題なく、政務活動費を使用できると思っている。</li> <li>・発行責任者として、内容については全く問題がないとの見解でよいのか。  →今回も問題がないと感じている。</li> <li>・代表者会議において、私が代表として代弁し、説明した見解について、審査請求書に間違った表記がされていること、誠心誠意説明したにも関わらず、詭弁と明記されている点は甚だ心外であり、遺憾である。刑事訴訟において、犯罪事実がはっきりと証明されない場合には、被告人の利益になるように決定すべき原則として疑わしきは罰せずとある。良識ある審査会の審判に期待する。</li> </ul> <p>2 その他</p> <p>(1)参考人の出席要求について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回、会長一任となったことから、会長の判断でよい。</li> <li>・市長から議長宛てに「会派の広報用発行物」について提出があったことから、部長が出席して発言することが正しいのかどうか。</li> <li>・環境経済部長は、中野議員の関連で出てきた。今回の指摘事項には関係ないのではないか。</li> </ul> <p>→前回、会長一任となり、審査請求代表者にも確認した。環境経済部長については、阿部慎也議員のこともあるということなので、参考人として出席要求し、議員に対して恐怖を感じた部分について、はっきりしたほうがよいと思う。審査をするための一つの参考になると考えるので、今回は野本恵司議員と環境経済部長を参考人として出席要求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">配付資料</p>	<p>次第  鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書  鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由  チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）  鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。

別記様式

		担当課	議会総務課
会議の名称	第4回鴻巣市議会議員政治倫理審査会		
開催日	令和3年8月5日(木)		
開催時間	午前10時05分 開会 ・ 午前11時48分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所本庁舎5階 理事者控室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 頓所澄江 副会長 潮田幸子		
出席者(委員)氏名(出席者数)	金子裕太 頓所澄江 潮田幸子 秋谷 修 竹田悦子 坂本 晃 (6名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	なし		
事務局職員職氏名	議会事務局長	岡田和弘	
	議会総務課長	小野田直人	
	議会総務課副課長	佐伯幸子	
	議会総務課主査	中島達也	
傍聴の可否(傍聴者数)	可(8人)		
会議の内容	(議題)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参考人からの意見聴取について</li> <li>2 その他</li> </ol>		
会議の内容	(決定事項など)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 第5回審査会は8月18日(水)午前9時、第6回審査会を8月23日(月)の午前に開催することが決定した。</li> </ol>		
会議の内容	(意見など)		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 参考人からの意見聴取について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)参考人 野本恵司議員からの意見聴取                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームコスモス通信の記事によると、「議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました」となっているが、迫ったという事実はないことから事実と相違していると思う。その部分は個人の名誉棄損になるのではないかと考えて、指摘事項3として申し上げたい。</li> <li>・阿部議員の事情聴取の時に、阿部議員は迫られたと発言しているが、あくまでも議会運営委員会の決定を伝えたということでよいか。 →私は議会運営委員長として、委員と協議し決定したこと、発言の取消をお願いしたいと伝えているので、脅すような迫り方は一切ない。</li> <li>・議会運営委員会の決定に従わなかったら、どうすると聞いたとの発言があった。その時に議会運営委員長から「対応します」と言われたということであった。その発言の意図は。 →従わなかったという事実になれば、議会運営委員会に報告するというのが対応になる。その後、議会運営委員会がそれに対して協議をする。それが対応となる。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>		



- ・阿部議員は自分が懲罰にかけられるのではないかと思った。だから迫られたという発言したが、発言を取り消さなかったら懲罰にかけるといような言葉を言っていないか。
    - 懲罰にかけるとい言葉は言っていない。それは議会運営委員会の権限ではない。これは議会運営委員会がこういう意思を受けた場合にはまた議長に差し戻すという段取りになるので、議会運営委員会では、そのようなことは申し上げない。
  - ・「対応します」と言った時、議会運営委員会として丁寧に説明した記憶はあるか。
    - 仮にという前提で言われていることであつたので、そこを詳細にということとはしていない。
  - ・「言った側」と「受け止める側」に認識のずれがあるということは認めるか。
    - 議会運営委員会の仕組みは議員であれば理解していると思うので、あまりずれがあるとは思っていない。
  - ・野本議員は、阿部議員から直接何か言われたことがあるのか。
    - 6月16日開催の6月定例会の一般質問の後、阿部議員から、「こういう質問はしてはならない。今度したら必ずさすからな」と私は言われ、それは非常に怖く感じた。
  - ・「さす」というのはどう感じたか。
    - 「さす」というのは色々なことを示しているが、これまでも私は阿部議員に対して様々な形で、議長を経験していた時、その前の時から会派室に呼ばれたこともあったことから、様々な「さすぞ」の意味が頭を巡った。
  - ・指摘を受けざるを得ない自分の対応というのは、どう考えているのか。
    - なぜ、阿部議員から指摘を受けるのかというのが率直なところである。
  - ・指摘を受けたり、質問を受けたりすることでなぜ恐怖を感じるのか。
    - 会派室に呼ばれた時に普通の会話であれば恐怖は感じない。呼ばれたことがない人には伝わらないかもしれないが、非常にその場でやりとりするのが怖く感じる。
  - ・恐怖を感じた場面について、記憶の中から挙げてもらえるか。
    - そういうことを一つ一つ思い出すことが自分の議会活動をするのに非常に妨げになる。できるだけ記憶から消すようにしてきた。何か月も眠れないこともあった。全部出す必要があればもう一度調べなければならない。
- (2) 参考人 環境経済部 飯塚孝夫部長からの意見聴取
- ・私が議場の中で受けた言葉は、平成30年3月議会だつたと思う。阿部議員の発言が終わった後、議会のほうも休憩だつたと思うが、阿部議員が自分の議席で立ち上がって、私のほうを指さして、「お前だよ、お前。不愉快なんだよ」と発言された。阿部議員が議場から去られる時に、一番上の席にいたので、下に降りてきて私のところに寄ってきて、また指を指して同じように「お前だよ、お前。不愉快だよ」と確か言ったと思うが、そのようなことを発言されて帰つた事実がある。
  - ・平成30年3月議会とのことだが、それ以外に何か発言は覚えているか。
    - 阿部議員の討論が終わった後、それ以外にはない。阿部議員は副議長であつたので、一般質問で私が手を挙げて、議長が発言者を指名するが、その時の発言はもの凄く強い発言で、「環境経済部長」と大きな声で、他の部長、副部長を呼ぶ発言以上の発言があつた。また、議場で登壇する時に

会議の内容	<p>挨拶をするが、これは阿部議員と私の関係だと思うが、かなり睨みつけられたと感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月議会の時の指摘であり、潮田委員も覚えているとのことだが、前後の関係でそういう場面になったのか。 →カントリーエレベーターの払下げの関係で、質疑を受けている。確か反対討論だったと思うが、その中でも極めて不愉快と声を大きく発言をしている。そして、その流れで私のほうにまずは立って、指を指して同じようなことを言われた。帰る時に私の席の前まで来て、また同じように指を指して声を大きく言われた。</li> <li>極めて不愉快と対象者が発言する背景が事実としてあるのか、参考人はどのように受け止めているか。 →私には阿部議員の気持ちは分からない。</li> <li>会派室に呼びつけられたことはあるのか。 →エルミこうのすで、鴻巣物産展という企画を開催した時に、これでいいのかということで議員控室に呼ばれたのが最初だったのではないか。</li> </ul> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月29日、阿部慎也議員が政治倫理審査請求理由のところ、「事実に基づく発信を行うことや他者の名誉を傷つける行為の禁止を明確に行なったところですよ。」というところの指摘があった。これは政治倫理審査請求そのものの文言で、大事なことであり、その部分が会議録には一切出てきていない。会議録というのは本来指摘されたことは抜かりなく出してもらいたい。 →要約するということを決まっている。今、重要だという意見があったが、意見をまとめてもらい、18日に申し述べてもらいたいと思う。ほかの審議会等は要約で全部の議事録を、議会のように一言一句書いているわけではない。</li> <li>阿部慎也議員はこの部分を最初に指摘した。要約していいことと、悪いことがある。</li> </ul>
配付資料	<p>次第          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由          チームコスモス通信（令和3年4月臨時号）          鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書の一部訂正について</p>

注 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。



鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（案）

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和〇年 〇月 〇日

鴻巣市議会議長 様

鴻巣市議会議員政治倫理審査会  
会 長 \_\_\_\_\_

令和〇年〇月〇日付けで調査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 請求内容

〇〇 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 審査結果

〇〇 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1. 審査会の設置

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、審査請求代表者  
〇〇\_\_\_\_\_より審査請求書の提出があり、同条例第8号の規定により、  
議長は、令和〇年〇月〇日に審査会を設置し、次の〇人の議員を審査会の委員に任命  
した。

〇〇議員                      〇〇議員                      〇〇議員  
〇〇議員                      〇〇議員                      〇〇議員

2. 審査の目的

〇〇\_\_\_\_\_

---

これらに抵触するかどうか審査をした。

3. 審査の経過

【第1回審査会】

令和3年7月5日（月）、 〇〇\_審査内容を説明\_\_\_\_\_

---

---

【第2回審査会】

令和3年7月16日（金）、 〇〇\_審査内容を説明\_\_\_\_\_

---

---

【第3回審査会】

令和3年7月29日（木）、 〇〇\_審査内容を説明\_\_\_\_\_

---

---

【第4回審査会】

令和3年8月5日（木）、 〇〇\_審査内容を説明\_\_\_\_\_

---

---

【第5回審査会】

令和3年8月18日（水）、 〇〇\_審査内容を説明\_\_\_\_\_

---

---

【第6回審査会】

令和3年8月23日（月）、第6回審査会を開催し、〇〇 審査内容を説明

---

---

《鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由より》

・指摘事項1（要約）

〇〇 指摘事項1の要約文を掲載する

---

---

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反していると考ええる。

審査結果 ⇒ \_\_\_\_\_

・指摘事項2（要約）

〇〇 指摘事項2の要約文を掲載する

---

---

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（7）に違反していると考ええる。

審査結果 ⇒ \_\_\_\_\_

・指摘事項3（要約）

〇〇 指摘事項3の要約文を掲載する

---

---

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（7）（8）に違反していると考ええる。

審査結果 ⇒ \_\_\_\_\_

・指摘事項4（要約）

〇〇 指摘事項4の要約文を掲載する

---

---

鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条（6）（8）に違反していると考ええる。

審査結果 ⇒ \_\_\_\_\_

# 附 帯 意 見 ( 案 )

**イメージ案**

鴻巣市議会議員政治倫理審査会は、〇〇\_\_\_\_\_に係る審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

## 1 必要と認める措置

〇〇\_\_\_\_\_

次の措置を講ずることが必要と考える。

・ 〇〇\_\_\_\_\_

## 2 〇〇\_\_\_\_\_について

〇〇\_\_\_\_\_

必要と考える。

## 3 〇〇\_\_\_\_\_について

〇〇\_\_\_\_\_

必要と考える。